

保険院に於ける健康保険制度擴充の

計畫

保険院に於ては時世の要請に則應して健康保険制度の擴充につき鋭意計畫中であるが、現在一試案として研究されつゝあるものの要綱を示せば次に掲ぐるが如くで、被保險者の家族に對する給付の擴充、或は結婚手當金の支給の案等人口政策上も注目せらるゝ點が多い。

健康保険制度擴充案要綱

(昭和二十六年五月三十日)
（社會保險局試案）

一、通則

健康保険法と職員健康保険法との統一を爲すこと

二、保險事故

家族の傷病及分娩をも保險事故とすること

三、被保險者

(一) 職員健康保険適用事業範囲を擴張して凡て事務所、商店等にして一定の規模（常時十人以上の職員を使用するもの）以上のものに適用すること、此の場合列舉主義を廢すること

(二) 職員健康保険適用事業範囲を擴張して凡て事務所、商店等にして一定の規模（常時十人以上の職員を使用するもの）以上のものに適用すること、此の場合列舉主義を廢すること

(三) 繼續一年以上被保險者たりし者が資格喪失後六月以内に結核性疾患に罹りたるときは轉歸に至る迄療養の給付を爲すこと

(四) 傷病手當金の支給期間は資格繼續中及資格喪失後六月とすること但し業務上の傷病に付ては療養の給付支給期間中とすること

(五) 業務外の傷病に對する傷病手當金支給の待期は五日とすること

(六) 傷病手當金及出産手當金支給の標準は左の區別に依ること
(イ) 家族五人以上
(ロ) 家族一人以上四人迄

(四) 主務大臣の指定する營業者團體に屬する營業

主及被儲者を強制被保險者とすること
四、保險給付

(一) 健康保險の療養の給付に一部負擔を認むること、此の場合一部負擔は定額とすること（大體二割以内の見込なること）

(二) 療養の給付支給期間を改め左の通りとする

(イ) 被保險者資格繼續中の傷病に付ては支給期間の制限を爲さること

(ロ) 被保險者資格喪失の際に於ける傷病に付ては左の區分に依ること

(三) 業務上の傷病に付ては支給期間の制限を爲さず長期に涉るときは打切療養費を認むること

(四) 其の他傷病に付ては資格喪失後六月とすること

(五) 繼續一年以上被保險者たりし者が資格喪失後六月以内に結核性疾患に罹りたるときは轉歸に至る迄療養の給付を爲すこと

(六) 傷病手當金の支給期間は資格繼續中及資格喪失後六月とすること但し業務上の傷病に付ては療養の給付支給期間中とすること

(七) 繼續一年以上被保險者たりし者が資格喪失後六月以内に結核性疾患に罹りたるときは轉歸に至る迄療養の給付を爲すこと

(八) 分娩費を三十圓に増額すること

五、家庭給付

(一) 家族の療養の給付を擴充して被保險者と同様にすること

(二) 家族の療養の給付の一部負擔は大體被保險者の倍額を標準とする（手術五十圓、入院一圓、看護五十圓の一部負擔をも認むること）

(三) 家族の分娩したるときは分娩費として二十圓を支給すること

(四) 家族の療養の給付支給の條件は被保險者が繼續六月程度以上被保險者たることを要することとすること

(五) 被保險者及家族に哺育手當を支給すること

(六) 被保險者結婚したるときは結婚手當金を支給すること

(七) 繼續一年以上被保險者たりし女子資格喪失後三月以内に結婚したるときは結婚手當金を支給すること

(八) 家族一人以上四人迄百分の六十
(九) 家族なきもの百分の五十
(十) 病院に收容されたる場合百分の二十

(四) 傷痍被保險者に對し職業再教育施設を爲す

٢١

七、費用の負擔

(二) 標準報酬及保険料は月計算とすること

(二) 家族給付擴張等に要する費用としては一部負

擔の徵收に依る剩餘を充つる外家族の有無に拘ら

ては現行一圓に付四錢が七錢となる見込

(三) 健康保険及職員健康保険を通じ且政府管掌及組合管掌を通じ國庫負擔金は被保險者一人當勞働者は三圓五十錢職員其の他三圓五十錢とし凡て補充費途とすること

昭和十四年度大學高等專門學校身體檢查統計

設に対する補助の半額とすること

(五) 醫師又は歯科醫師は原則として保険醫たるこ

文部省體育局の昭和十四年度大學高等專門學校身體檢查統計の發表

文部省體育局に於ては昭和十三年及十四年度に於ける大學高等専門學校の學生生徒に對する身體検査結果を集計發表したが、その内特に昭和十四年度の集計の一部を抄録すれば次表の如くである。

四) 健康保険特別会計並に健康保険組合又は同組合會の結核病床の新設及維持に要する費用に對し、國庫補助を認むること、此の場合の標準は公立施

(三) 健康保険組合又は同聯合会に對する結核病床の設置及維持並に之が費用の負擔に對する強制命令及強制豫算の制度を認むること

(二) 健康保険組合聯合會は組合に代つて組合管掌
被保險者たりし者にして歸郷療養する者の給付を
爲し得ることとする」と

(四) 健康保険特別會計並に健康保険組合又は同監査會の結核病床の新設及維持に要する費用に對し、
の設置及維持並に之が費用の負擔に對する強制命令及強制豫算の制度を認むること